

モニタリング結果報告書

平成19年8月

モニタリングの対象となる施策目標	地域社会のセーフティネット機能を強化し、地域の要援護者の福祉の向上を図ること
------------------	--

1. 政策体系上の位置付け

基本目標	VII	利用者の視点に立った質の高い福祉サービスの提供等を図ること
施策目標	1	地域社会のセーフティネット機能を強化し、地域の要援護者の福祉の向上を図ること
施策目標	1-1	地域社会のセーフティネット機能を強化し、地域の要援護者の福祉の向上を図ること
個別目標 1		生活困窮者の自立を適切に助長し、保護を適正に実施すること
		(主な事務事業) <ul style="list-style-type: none"> ・自立支援プログラム策定実施推進事業 ・生活保護費負担金 ・生活保護指導監査
個別目標 2		ホームレスの自立を促進すること
		(主な事務事業) <ul style="list-style-type: none"> ・ホームレス自立支援事業 ・ホームレス緊急一時宿泊事業 (シェルター事業) ・ホームレス総合相談推進事業
個別目標 3		地域福祉を推進することにより、地域の要援護者に対する支援を促進すること
		(主な事務事業) <ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉推進支援事業 ・地域福祉権利擁護事業 ・ボランティア振興事業 ・地域福祉ネットワーク事業
個別目標 4		福祉サービスに関する苦情解決により、福祉サービスの利用者の保護を図ること
		(主な事務事業) <ul style="list-style-type: none"> ・運営適正化委員会の設置、運営
個別目標 5		災害に際し応急的な支援を実施すること
		(主な事務事業) <ul style="list-style-type: none"> ・迅速な応急救助の実施に向けた都道府県に対する助言事務等 ・日本赤十字社が実施する救護業務等への支援事業
施策の概要 (目的・根拠法令等)		
1 目的等 地域社会のセーフティネット機能を強化し、もって生活保護受給者を含む地域の要援護者の福祉の向上に資することを目的として、自立支援プログラム策定実施推進事業等、		

要援護者の自立・就労に向けた各種事業を総合的・一体的に実施する。

2 根拠法令等

- 社会福祉法（昭和26年法律第45号）
- 生活保護法（昭和25年法律第144号）等

主管部局・課室	社会・援護局総務課
関係部局・課室	社会・援護局総務課指導監査室、災害救助・救援対策室、保護課、地域福祉課、福祉基盤課

2. 施策目標に関する指標

施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期)		H14	H15	H16	H17	H18
1	自立支援プログラムの各年度の参加者数(単位:人) (前年度以上/毎年度)	—	—	—	28,028	60,555
2	ホームレス自立支援センター退所者のうち、就労及び福祉等の措置により退所した者の数(単位:人) (—)	1,607	3,322	3,588	3,546	3,734
3	ふれあい・いきいきサロンの設置数(単位:か所) (前年度以上/毎年度)	19,647	26,729	—	39,496	集計中
4	苦情受付件数に占める解決件数の割合(単位:%) (95%以上/毎年度)	90.3	94.9	95.7	95.0	96.7
5	被害発生から避難所設置までの時間(単位:時間) (—)	—	—	—	—	—

(調査名・資料出所、備考)

- ・指標1は、社会・援護局保護課調べによるものであり、自立支援プログラムの導入を推進することとした平成17年度からのものである。
- ・指標1は、毎年12月末現在の数値である。
- ・指標2は、各自治体が調査した数値を社会・援護局地域福祉課で取りまとめたものである。
- ・指標3は、社会福祉法人全国社会福祉協議会が実施した調査によるが、平成18年度の数値は集計中であり、平成19年8月頃に公表予定。
- ・指標3は、平成16年度は調査を実施していないため、数値を把握していない。
- ・指標4は、社会福祉法人全国社会福祉協議会調べによる。
- ・指標4は、運営適正化委員会における苦情受付件数に占める解決件数の割合である。また、平成14年度までは、当該年度に受け付けた苦情のうち、早期に解決したもののみを集計していたが、平成15年度からは集計方法を改善し、当該年度に受け付けた苦情のうち、継続的に対応した結果、当該年度中に解決したものを含めて集計している。
- ・指標5は、災害が発生した場合に、都道府県知事が災害救助法を適用し、避難所の設置が必要と判断したときは、速やかに避難所を設置する必要がある。
- ・過去の5年間の災害救助法の適用件数は、以下のとおりである。
平成14年度 2件
平成15年度 14件
平成16年度 150件
平成17年度 38件
平成18年度 21件
- ・平成18年度に災害救助法が適用された災害の21件の内訳は、長雨土砂災害2件、豪雨10件、台風1件、竜巻災害1件及び地震7件であり、個別の状況については次のとおりである。
○平成18年6月長雨土砂災害<沖縄県>
平成18年6月10日
16:00 本島南部・中部・北部等に大雨・洪水注意報
19:05 那覇市及び中城郡中城村に避難勧告

19:05 那覇市及び中城郡中城村避難所設置

○ 平成18年7月豪雨<長野県>

平成18年7月17日

8:23 諏訪地域等に大雨警報

7月19日

6:00 諏訪市及び諏訪郡下諏訪町避難勧告

6:00 諏訪市及び諏訪郡下諏訪町避難所設置

6:20 岡谷市避難勧告

6:20 岡谷市避難所設置

○ 平成18年7月豪雨<鹿児島県>

平成18年7月20日

20:50 出水・伊佐・川薩・始良等に大雨洪水警報

7月21日

19:00 伊佐郡菱刈町避難所設置

20:53 始良郡湧水町避難所設置

7月22日

9:30 出水市避難所設置

9:45 出水市避難勧告

10:00 大口市避難勧告

10:00 大口市避難所設置

10:35 始良郡湧水町避難勧告

11:00 薩摩郡さつま町避難勧告

11:00 薩摩郡さつま町避難所設置

12:00 薩摩川内市避難勧告

13:55 薩摩川内市避難所設置

○ 平成18年7月豪雨<宮崎県>

平成18年7月20日

20:56 小林・えびの地区に大雨・洪水警報

7月22日

11:55 えびの市避難勧告

12:00 えびの市避難所設置

○ 台風13号<宮崎県>

平成18年9月16日

14:44 北部平野部等に大雨・雷・波浪・洪水注意報

15:00 延岡市避難所設置

9月17日

14:00頃 竜巻発生

○ 北海道佐呂間町における竜巻災害<北海道>

平成18年11月7日

13:30頃 竜巻発生

17:00 常呂郡佐呂間町避難所設置

○ 平成19年能登半島地震<石川県>

平成19年3月25日

9:42頃 地震発生

10:30 輪島市避難所設置

10:50 鳳珠郡穴水町避難所設置

10:56 七尾市避難所設置

11:30 羽咋郡志賀町避難所設置

※ 珠洲市、鹿島郡中能登町及び鳳珠郡能登町については、避難所は設置していない。

3. 個別目標に係る指標等

個別目標1

生活困窮者の自立を適切に助長し、保護を適正に実施すること

個別目標に係る指標						
アウトカム指標 (達成水準/達成時期)						
		H14	H15	H16	H17	H18
1	自立支援プログラムの各年度の参加者数(単位:人) (前年度以上/毎年度) ※施策目標に係る指標1と同じ。	-	-	-	28,208	60,555
(調査名・資料出所、備考) ・指標1は、社会・援護局保護課調べによるものであり、自立支援プログラムの導入を推進することとした平成17年度からのものである。 ・指標1は、毎年12月末現在の数値である。						
アウトプット指標 (達成水準/達成時期)						
		H14	H15	H16	H17	H18
1	自立支援プログラムの策定数(単位:プログラム) (前年度以上/毎年度)	-	-	-	585	1,638
2	指導監査の実施率(単位:%) (100%/毎年度)	100	100	100	100	100
(調査名・資料出所、備考) ・指標1は、社会・援護局保護課調べによるものであり、自立支援プログラムの導入を推進することとした平成17年度からのものである。 ・指標1は、毎年12月末現在の数値である。 ・指標2は、都道府県及び指定都市が提出した各年度の監査実施結果報告書によるものである。						
施策目標・個別目標を達成するための主な事務事業の概要						
事務事業名 : 自立支援プログラム策定実施推進事業						
平成18年度 予 算 額 : セーフティネット支援対策等事業費補助金15,000百万円の内数 ・実施体制整備事業(補助割合:[国10/10]) ・自立支援サービス整備事業(補助割合:[国1/2][都道府県(市区町村)1/2]) 一般会計、厚生保険特会、労働保険特会、その他()						
実施主体 : 本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他()						
概要 : 地方自治体における自立支援プログラムの策定・実施を推進するため、生活保護受給者等の自立・就労支援のための福祉事務所の実施体制及び多様かつ重層的なメニュー・各種サービスを整備する。						
事務事業名 : 生活保護費負担金						
平成18年度 予 算 額 : 2,016,578百万円(補助割合:[国3/4][都道府県(市区町村)1/4]) 一般会計、厚生保険特会、労働保険特会、その他()						
実施主体 : 本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他()						
概要 : 生活保護法第75条に基づき、市町村及び都道府県が支弁した保護費、保護施設事務費及び委託事務費の一部を国が負担する。						
事務事業名 : 生活保護指導監査制度						
平成18年度 予 算 額 : 2,200百万円(補助割合:[国10/10]) 一般会計、厚生保険特会、労働保険特会、その他()						
実施主体 : 本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他()						
概要 : 管下福祉事務所が行った保護の決定など生活保護法施行事務に対する都道府県及び指定都市の指導監査が適正に行われるよう、生活保護指導職員の配置に関し、国が支援する。						

個別目標 2						
ホームレスの自立を促進すること						
個別目標に係る指標						
アウトカム指標 (達成水準/達成時期)						
		H14	H15	H16	H17	H18
1	ホームレス自立支援センター退所者のうち、就労及び福祉等の措置により退所した者の数(単位:人) (一) ※施策目標に係る指標2と同じ。	1,607	3,322	3,588	3,546	3,734
(調査名・資料出所、備考) ・指標1は、各自治体が調査した数値を社会・援護局地域福祉課で取りまとめたものである。						
アウトプット指標 (達成水準/達成時期)						
		H14	H15	H16	H17	H18
1	シェルター(緊急一時的な宿泊施設)に入所した者の数(単位:人) (一)	198,624	204,601	378,408	352,307	335,982
2	総合相談推進事業における相談活動により関係機関へ繋いだ件数 (単位:件) (一)	—	3,834	6,108	4,556	4,971
(調査名・資料出所、備考) ・指標1及び2は、各自治体が調査した数値を社会・援護局地域福祉課で取りまとめたものである。 ・指標2は、平成14年度は調査を実施していないため、数値を把握していない。						
施策目標・個別目標を達成するための主な事務事業の概要						
事務事業名 : ホームレス自立支援事業						
平成18年度 予 算 額 : セーフティネット支援対策等事業費補助金15,000百万円の内数 ・都道府県(指定都市・中核市)が実施する場合(補助割合:[国:1/2][都道府県(指定都市・中核市):1/2]) ・市区町村(指定都市・中核市を除く。)が実施する場合(補助割合:[国:1/2][都道府県:1/4][市区町村:1/4]) 一般会計、厚生保険特会、労働保険特会、その他()						
実施主体 : 本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他()						
概要: ホームレスが地域社会の中で可能な限り自立した生活を営むことができるよう、ホームレスに対し、宿所及び食事の提供、健康診断、生活相談・指導等を行い、就労意欲を助長するとともに、公共職業安定所との密接な連携の下で職業相談等を行うことにより、就労による自立を支援する。						
事務事業名 : ホームレス緊急一時宿泊事業(シェルター事業)						
平成18年度 予 算 額 : セーフティネット支援対策等事業費補助金15,000百万円の内数 ・都道府県(指定都市・中核市)が実施する場合(補助割合:[国:1/2][都道府県(指定都市・中核市):1/2]) ・市区町村(指定都市・中核市を除く。)が実施する場合(補助割合:[国:1/2][都道府県:1/4][市区町村:1/4]) 一般会計、厚生保険特会、労働保険特会、その他()						
実施主体 : 本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他()						
概要: ホームレスに対して、緊急一時的な宿泊場所を提供し、健康状態の悪化を防止すること等により、その自立を支援する。						
事務事業名 : ホームレス総合相談推進事業						
平成18年度 予 算 額 : セーフティネット支援対策等事業費補助金15,000百万円の内数 ・都道府県(指定都市・中核市)が実施する場合(補助割合:[国:1/2][都道府県(指定都市・中核市):1/2])						

	・市区町村（指定都市・中核市を除く。）が実施する場合（補助割合：[国：1/2][都道府県：1/4][市区町村：1/4]） 一般会計、厚生保険特会、労働保険特会、その他（ ）
実施主体	本省、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他（ ）
概要	ホームレス又はホームレスとなるおそれのある者に対し、巡回相談等による相談活動を行い、これらの者が抱える問題を把握し、必要な援助が受けられるようにすることにより、その自立を支援する。

個別目標3						
地域福祉を推進することにより、地域の要援護者に対する支援を促進すること						
個別目標に係る指標						
アウトプット指標 (達成水準/達成時期)						
		H14	H15	H16	H17	H18
1	ふれあい・いきいきサロンの設置数(単位:か所) (前年度以上/毎年度) ※施策目標に係る指標3と同じ。	19,647	26,729	—	39,496	集計中
2	地域福祉計画の策定率(単位:%) (前年度以上/毎年度)	4.5	10.4	—	24.0	33.8
3	地域福祉権利擁護事業の利用契約者数(単位:人) (前年度以上/毎年度)	4,631	6,252	6,488	7,247	7,626
(調査名・資料出所、備考)						
<ul style="list-style-type: none"> 指標1は、社会福祉法人全国社会福祉協議会が実施した調査によるが、平成18年度の数値は集計中であり、平成19年8月頃に公表予定。 指標1は、平成16年度は調査を実施していないため、数値を把握していない。 指標2は、社会・援護局地域福祉課が実施した調査によるものであり、平成16年度は調査を実施していないため、数値を把握していない。 指標3は、社会福祉法人全国社会福祉協議会が実施した調査によるものである。 						
施策目標・個別目標を達成するための主な事務事業の概要						
事務事業名 : 地域福祉推進支援事業						
平成18年度 予 算 額 : セーフティネット支援対策等事業費補助金15,000百万円の内数 (補助割合:[国1/2][都道府県(指定都市)1/2]) 一般会計、厚生保険特会、労働保険特会、その他()						
実施主体 : 本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他()						
概要: 管内市区町村への個別巡回や活動手法等についての実地での指導及び助言等により、地域福祉の推進を図るための市区町村の取組みを支援するとともに、民間福祉サービス事業者等の地域福祉活動への参画を促進する。						
事務事業名 : 地域福祉権利擁護事業						
平成18年度 予 算 額 : セーフティネット支援対策等事業費補助金15,000百万円の内数 (補助割合:[国1/2][都道府県(指定都市)1/2]) 一般会計、厚生保険特会、労働保険特会、その他()						
実施主体 : 本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他()						
概要: 認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等の判断能力が不十分な者が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行う。						
事務事業名 : ボランティア振興事業						
平成18年度 予 算 額 : セーフティネット支援対策等事業費補助金15,000百万円の内数 (補助割合:[国1/2][都道府県(指定都市)1/2]) 一般会計、厚生保険特会、労働保険特会、その他()						
実施主体 : 本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他()						
概要: 都道府県・指定都市におけるボランティア活動の推進を図るため、広域的課題への対応、開拓的・先駆的課題に対する取組とそのプログラムの開発等を通じ、市区町村ボランティアセンターへの支援を行うほか、各種事業の実施を通じてボランティア活動に参加しやすくするための体制の整備を積極的に促進し、もって地域における福祉コミュニティの形成を図る。						
事務事業名 : 地域福祉ネットワーク事業						
平成18年度 予 算 額 : セーフティネット支援対策等事業費補助金15,000百万円の内数 ・市区町村(指定都市を除く。)が実施する場合(補助割合:[国1/3][都						

	道府県1/3][市区町村1/3]) ・指定都市が実施する場合(補助割合:[国1/3][指定都市2/3]) 一般会計、厚生保険特会、労働保険特会、その他()
実施主体	本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他()
概要	住民参加による地域づくりを目的として、地域におけるボランティア活動などの住民の福祉活動への支援や、地域住民が相互に協力し、要援護者に対して支援を行うためのネットワークづくりなど、地域の創意工夫によって多様な福祉ニーズに対してきめ細かな支援を行う。

個別目標 4					
福祉サービスに関する苦情解決により、福祉サービスの利用者の保護を図ること					
個別目標に係る指標					
アウトプット指標 (達成水準/達成時期)					
	H14	H15	H16	H17	H18
1	90.3	94.9	95.7	95.0	96.7
1 苦情受付件数に占める解決件数の割合(単位:%) (95%以上/毎年度) ※施策目標に係る指標4と同じ。					
(調査名・資料出所、備考)					
・指標1は、社会福祉法人全国社会福祉協議会調べによる。 ・指標1は、運営適正化委員会における苦情受付件数に占める解決件数の割合である。また、平成14年度までは、当該年度に受け付けた苦情のうち、早期に解決したもののみを集計していたが、平成15年度からは集計方法を改善し、当該年度に受け付けた苦情のうち、継続的に対応した結果、当該年度中に解決したものを含めて集計している。					
参考指標					
	H14	H15	H16	H17	H18
1	1,642	2,332	2,364	2,571	2,515
1 苦情受付件数(単位:件)					
(調査名・資料出所、備考)					
・指標1は、社会福祉法人全国社会福祉協議会調べによるものである。					
施策目標・個別目標を達成するための主な事務事業の概要					
事務事業名	運営適正化委員会の設置、運営				
平成18年度 予算額	セーフティネット支援対策等事業費補助金15,000百万円の内数 (補助割合:[国1/2][都道府県1/2]) 一般会計、厚生保険特会、労働保険特会、その他()				
実施主体	本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他(都道府県社会福祉協議会に設置される運営適正化委員会)				
概要: 社会福祉法第83条の規定により、福祉サービス利用援助事業の適正な運営を確保するとともに、福祉サービスに関する利用者からの苦情を適切に解決するため、都道府県社会福祉協議会に、公正・中立な第三者機関として運営適正化委員会を設置しており、その運営に要する経費を都道府県に補助する。					

個別目標5						
災害に際し応急的な支援を実施すること						
個別目標に係る指標						
アウトプット指標						
(達成水準/達成時期)		H14	H15	H16	H17	H18
1	被害発生から避難所設置までの時間(単位:時間) (一) ※施策目標に係る指標5と同じ。	-	-	-	-	-
(調査名・資料出所、備考)						
<ul style="list-style-type: none"> ・指標5は、災害が発生した場合には、都道府県知事が災害救助法を適用し、避難所の設置が必要と判断したときは、速やかに避難所を設置する必要がある。 ・過去の5年間の災害救助法の適用件数は、以下のとおりである。 <ul style="list-style-type: none"> 平成14年度 2件 平成15年度 14件 平成16年度 150件 平成17年度 38件 平成18年度 21件 ・平成18年度に災害救助法が適用された災害の21件の内訳は、長雨土砂災害2件、豪雨10件、台風1件、竜巻災害1件及び地震7件であり、個別の状況については次のとおりである。 <ul style="list-style-type: none"> ○平成18年6月長雨土砂災害<沖縄県> <ul style="list-style-type: none"> 平成18年6月10日 <ul style="list-style-type: none"> 16:00 本島南部・中部・北部等に大雨・洪水注意報 19:05 那覇市及び中城郡中城村に避難勧告 19:05 那覇市及び中城郡中城村避難所設置 ○平成18年7月豪雨<長野県> <ul style="list-style-type: none"> 平成18年7月17日 <ul style="list-style-type: none"> 8:23 諏訪地域等に大雨警報 7月19日 <ul style="list-style-type: none"> 6:00 諏訪市及び諏訪郡下諏訪町避難勧告 6:00 諏訪市及び諏訪郡下諏訪町避難所設置 6:20 岡谷市避難勧告 6:20 岡谷市避難所設置 ○平成18年7月豪雨<鹿児島県> <ul style="list-style-type: none"> 平成18年7月20日 <ul style="list-style-type: none"> 20:50 出水・伊佐・川薩・始良等に大雨洪水警報 7月21日 <ul style="list-style-type: none"> 19:00 伊佐郡菱刈町避難所設置 20:53 始良郡湧水町避難所設置 7月22日 <ul style="list-style-type: none"> 9:30 出水市避難所設置 9:45 出水市避難勧告 10:00 大口市避難勧告 10:00 大口市避難所設置 10:35 始良郡湧水町避難勧告 11:00 薩摩郡さつま町避難勧告 11:00 薩摩郡さつま町避難所設置 12:00 薩摩川内市避難勧告 13:55 薩摩川内市避難所設置 ○平成18年7月豪雨<宮崎県> <ul style="list-style-type: none"> 平成18年7月20日 <ul style="list-style-type: none"> 20:56 小林・えびの地区に大雨・洪水警報 7月22日 <ul style="list-style-type: none"> 11:55 えびの市避難勧告 						

12:00 えびの市避難所設置

○ 台風13号<宮崎県>

平成18年9月16日

14:44 北部平野部等に大雨・雷・波浪・洪水注意報

15:00 延岡市避難所設置

9月17日

14:00頃 竜巻発生

○ 北海道佐呂間町における竜巻災害<北海道>

平成18年11月7日

13:30頃 竜巻発生

17:00 常呂郡佐呂間町避難所設置

○ 平成19年能登半島地震<石川県>

平成19年3月25日

9:42頃 地震発生

10:30 輪島市避難所設置

10:50 鳳珠郡穴水町避難所設置

10:56 七尾市避難所設置

11:30 羽咋郡志賀町避難所設置

※ 珠洲市、鹿島郡中能登町及び鳳珠郡能登町については、避難所は設置していない。

施策目標・個別目標を達成するための主な事務事業の概要

事務事業名	迅速な応急救助の実施に向けた都道府県に対する助言事務等
平成18年度 予 算 額	2百万円 一般会計、厚生保険特会、労働保険特会、その他()
実施主体	本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他()
概要	災害発生時に、迅速な応急救助の実施ができるよう災害救助法に基づく救助の実施主体である都道府県に対して必要に応じて助言等を行う。
事務事業名	日本赤十字社が実施する救護業務等への支援事業
平成18年度 予 算 額	29百万円(補助割合:[国1/2][日本赤十字社1/2]) 一般会計、厚生保険特会、労働保険特会、その他()
実施主体	本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他(日本赤十字社)
概要	日本赤十字社が実施する救護業務等への支援事業として、災害救護用移動式仮設診療所を計画的に整備する災害救護用移動式仮設診療所整備事業を実施する。